

民間資金等活用事業推進委員会
第8回事業推進部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第8回事業推進部会
議事次第

日 時：令和4年3月14日（月）10:00～11:51

場 所：オンライン開催

1 開 会

2 議 事

(1) 小規模自治体へのPPP／PFI導入促進について

(2) これまでの事業推進部会における取組のフォローアップについて

3 閉 会

○庄司企画官 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第8回事業推進部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、現時点で委員10名の御出席でございまして、民間資金等活用事業推進委員会令に規定されている定足数である過半数に達しており、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

今回もウェブ会議システムを活用し、委員・専門委員の皆様、各省の傍聴者及び事務局はオンラインで参加していただいております。

傍聴されている方につきましては、カメラ及びマイクのボタンは押されないよう、御注意願います。

それでは、以後の議事につきまして、北詰部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○北詰部会長 北詰でございます。

それでは、進めたいと思いますが、本日、議事は二つでございまして、一つ目が「(1)小規模自治体へのPPP/PFI導入促進について」、もう一つが「(2)これまでの事業推進部会における取組のフォローアップについて」です。議事(1)のほうが比重が高い形で皆さんに御意見をいただきながら進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事(1)について、事務局から御説明をお願いいたします。

○庄司企画官 それでは、事務局より、議事「(1)小規模自治体へのPPP/PFI導入促進について」を御説明させていただきたいと思えます。

資料は資料1-1から資料1-3までございまして、一括して御説明させていただきたいと思えます。

資料1-1でございまして、前回の部会で御説明させていただいたヒアリングということで、これを進めてまいりました。その概要を取りまとめたものでございます。

2ページですが、前回お示ししたものとおりでございまして、今年の1月に11団体に対してヒアリングを行っております。

3ページをお願いします。実際にヒアリングを行わせていただいた団体名をこちらに記載してございます。前回の部会でお示ししました、それぞれの実施方針に沿って、小規模の団体を中心に優先的検討規程を積極的に運用している団体ですとか、官民連携に向き合っているとか苦労されているような団体の皆様などにお話を伺っているところでございます。

4ページをお願いします。こちらから2ページにわたりまして、ヒアリング結果のうち、後ほどお示しする手引の改定のポイントに関係するものを抽出して、整理してございます。

上から手引の構成に関しましては、読みやすいボリュームにしてほしいという御意見をいただいているところでございます。

庁内の検討体制に関して御指摘をいただいておりますが、優先的検討には様々な部署が関わっているところ、いかに連携・合意形成を図るかに関する様々な工夫が聞かれたところでございます。また、規程が存在することで意思決定をスムーズにする効果もあるという御指摘もありました。

スケジュールに関することについて御意見をいただいておりますが、事業構想段階から事業の所管部署と連携して進めることの重要性ということでの御指摘をいただいております。

一番下、庁内の理解促進に関しましては、研修や新聞の発行などの工夫の事例ですとか、規程が存在すること自体がPPP/PFIに取り組む必要性の理解促進に役立つといった御意見もいただいております。

5ページをお願いします。簡易検討・VFMの算出といったプロセスに関して工夫の例を伺っておりますけれども、定性評価やサウンディング結果の活用といったことについて御意見をいただいておりますが、手引の改定のポイントに生かしております、後ほど御説明させていただければと思っております。

検討対象事業・事業費基準の運用に関して様々な御意見をいただいておりますが、前回の部会で自治体アンケートを御紹介いたしましたけれども、規程をつくっても検討の対象になる事業がないということで、規程の運用がなされないという指摘が多数ありました。そういうことから、この辺りは重点的にヒアリングを行っているところでございますけれども、課題は多く指摘いただいておりますが、どういったやり方が考えられるかということは、いろいろと工夫も必要だということで、後ほど委員の皆様からのアイデアもいただければと思っております。

最後に必要な情報について、いただいている意見を書かせていただいております。規程の策定や運用段階では様々な情報収集をそれぞれの団体で行っておられまして、その作業をスムーズにするためには、情報の最新化とか、一元化を内閣府でしっかり行ってほしいという御意見を多数いただいております。また、同様の自治体の取組例を大いに参考にしているのも、そういったものを入手しやすいようにして欲しいということも御意見としていただいております。

続きまして、資料1-2を御覧いただければと思います。優先検討規程の策定・運用の手引の見直しということで、先ほどのヒアリング、前回の部会で御紹介しましたアンケート、これらを踏まえまして、どういったところを見直していこうかというポイントを整理しているものでございます。

2ページをお願いします。手引の改定の進め方の全体的な方針を改めて確認ということで、ここに挙げさせていただきました。

今回の手引改定の目的でございますが、10万人未満の団体での活用のしやすさを念頭に手引の見直しを行おうというものでございます。

下に改定に向けたスタンス（案）ということで書かせていただきましたが、アンケート

で得られた課題認識に対し、ヒアリングで得られた工夫ですとか、課題への対応に向けたアイデアを手引に反映していくことを目指しているところがございます。また、読みやすさと情報の充実の両立を図るために、本文を絞り込み、別紙での情報の充実を図ることと挙げさせていただいております。

3 ページをお願いします。現在の手引の構成をお示ししたものがこちらのページになります。策定の手引は左側でございますが、推進会議で決定しております多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針がございますが、この項目に沿った形で、その解説、具体的な規程の書き方の例ということで構成されております。

また、右側の運用の手引の目次でございますが、運用していくに当たって、Q&Aということで整理しているところ、それから、応用編といたしまして、様々なPPP/PFIの手法に関すること、庁内体制の事例が記載されておりました、あと、参考資料ということで、多数の事業の事例が掲載されるという、こういった構成でつくられているところがございます。

4 ページをお願いいたします。ここから改定のポイントとして、5 点取り上げさせていただいております。御議論をお願いしたいと考えているものでございます。

1 点目は、優先検討の対象事業の捕捉やタイミングについてでございます。

個別施設計画の上流段階からPPP/PFIの検討を意識していくことで、庁内の意思統一の円滑化や重複した検討の合理化による作業量削減が期待できると考えてございます。

また、予算や議会スケジュールを意識することで、手続期間の合理化や手戻りの防止などが期待できます。

さらに基本構想の段階で簡易検討の内容を整理し、外部アドバイザーの支援を得る体制を確保することも、マンパワーの課題に対して有用だと考えております。

最後に継続する事業については、事後評価とも連動し、次期事業の優先的検討が行われることが望まれます。

こうしたことを策定の手引の優先的検討の開始時期に追記することについて考えてございまして、御意見をいただければと思っております。

5 ページをお願いします。こちらはこれらの考え方を取り込んでつくられている規程の例ということで、記載させていただいております。

左側の小郡市さんの例ですと、優先的検討を公共施設等の整備方針を検討する時期と定めてございます。

また、右側の別府市の例ですと、取りまとめ部局が事業の発案段階で事業を捕捉できるように、担当部局と協議するということがルールとして定められてございます。

6 ページをお願いします。続きまして、改定のポイントの②として挙げさせていただいておりますのが、庁内の体制の工夫でございます。

規程の策定や円滑な運用に際して、取りまとめ部門、財政部門、事業所管部門、事業実施部門等の連携というのは、非常に重要だと考えております。

取りまとめ部門にノウハウが蓄積され、各部門への支援体制が構築されていることで、

規程の運用が円滑にされている事例ですとか、取りまとめ部門が設置されていなくても、既存の部門が役割を兼務するなど、団体の状況に応じた工夫がされています。

これらを踏まえまして、規程に運用時のフロー、庁内体制、各部門の役割を明記することとしてはどうかと考えており、御意見をいただければと思っております。

7ページをお願いします。これにつきましても小郡市さんの事例でございまして、こちらにお示ししております。各部局の役割が明記された推進体制が位置づけられておりまして、検討のプロセスを示したフロー図が書かれているというものでございます。

8ページをお願いします。改定のポイントの三つ目として挙げさせていただきましたのが、検討対象事業の設定に関してでございます。

小規模自治体を中心に、建設を含む事業の10億円以上といった、指針に記載のあるような事業費基準を満たす事業が存在しないという意見が多い一方で、一律に事業費基準を下げた場合には、検討作業時の負担も大きくなることが懸念される状況でございます。

一方で、小規模な団体でも事業費基準を柔軟に運用し、検討対象を広げているような事例もございます。

下に引用した指針の記載の最後にありますように、異なる事業費の額を基準とすることができるといことは、明記されているところでございます。

手引におきましても、指針を下回る事業費基準を設定することは何ら排除されておらず、例えば地域の民間事業者による実施を期待する場合などということで、挙げられているところでございます。

この事業費基準は、設定した当時に類似の制度を有していた自治体の基準を調査して、平均的な水準を置いたものでございます。こうした指針等の考え方を踏まえつつ、ヒアリングで得られた知見を踏まえまして、効果と負担を考慮した事業費以外の基準を設けることや、事業規模は小さくても、実際にPPP/PFI事業化されて、効果が検証されている例を示すなどして、事業規模の小さい案件におけるPPP/PFIの活用促進ができないかということについて、御意見を伺えればと考えているところでございます。

9ページをお願いします。こちらにつきましても事例ということで、二つ挙げさせていただいておりますが、左側ですと、金額基準を引き下げ一方で、検討の対象外事業を具体的に設定した上で、負担増の懸念にも対応するような取組がされているところでございます。

また、右側、甲府市さんの例でございまして、事業費基準とは別に施設規模に関する基準を置きまして、施設規模の基準を超える案件は事業費基準に関係なく優先検討が行われるような、そういった設定をされているところもございます。

10ページをお願いします。改定のポイントの4点目といたしまして、簡易検討の省略により運用の負担軽減が図られないかということで、挙げさせていただいております。

現在の手引におきましても、施設整備業務の比重が大きいものや運營業務が定型的なBPO方式などについては、簡易検討を省略し、詳細な検討に移ることが定められてございます。

右側に書いてございますように、かほく市さんの事例ですと、これを規程に反映して運用するという事で、結果、効率的に行われているという御意見もいただいているところでございます。

手引の改定におきましては、簡易検討を省略した具体事例を紹介し、より柔軟な運用を図る手法として周知していくということを挙げていってはどうかということについて、御意見を伺えればと考えてございます。

11ページをお願いいたします。改定のポイントの5点目でございます。簡易検討におけるVFM算定に代わる評価手法の取扱いということで、挙げさせていただいております。

VFMの算定につきましては、負担が大きいという御指摘をいただいているところでございますが、詳細な費用の比較として、現在は簡易検討段階、詳細検討段階の両方で行うことを標準としたような記述になっているところでございます。

左下の手引の抜粋にございますように、定性評価とその他の方法による評価は、費用総額の比較が困難と認めるときと限定的に運用すべきと解釈されるような、そういった記述になっている状況でございます。

一方で、VFM算定に代わりまして、定性評価により簡易検討を行うことで、円滑に優先的検討を進めているような事例がございます。指針にございますように、簡易検討は詳細な検討を行うまでもなく、PPP/PFI手法を導入しないという事業を抽出するためのプロセスであることを踏まえまして、VFM算出以外の定性的評価による簡易検討の手法を周知し、負担軽減を図っていってはどうかという点について挙げさせていただいております。御意見をいただければと思っております。

12ページをお願いします。VFMの算定に代えて、こちらはサウンディングを活用している事例になります。

サウンディングというのは、ヒアリングやこれまでの支援業務等において、優先的検討においても非常に有用という指摘をいただいているところでございますけれども、左下の赤枠のように、簡易検討に相当するような検討がサウンディングの中で行われている状況でございます。したがって、サウンディングが簡易検討に代わるものということで、ひもづけていくことで、簡易検討の負担軽減が図られるのではないかと考えるところでございます。

以上の5点のポイントに関して、御議論いただければと思っております。

もう一つ資料を用意してございまして、続きまして、資料1-3を御覧いただければと思います。これまでヒアリングなどをさせていただく中で、手引に掲載する事項ではございませんけれども、小規模自治体でPPP/PFIの導入促進に向けて有用な御指摘をいただいているところございましたので、そちらを取りまとめて、今後の取組に生かしていければということで、整理させていただいたものがこちらでございます。

2ページをお願いします。3点整理してございますけれども、小規模な自治体では民間事業者の参画、地元事業者の活用について心配というのは、これまで御紹介したアンケート

トなどでもございましたが、これに対応したような取組を進められている例が幾つか聞かれましたので、こちらに整理してございます。

左側の別府市さんの例ですと、サウンディングを有効に活用されているということで、プロセスの中でサウンディング調査の実施を位置づけて、事業者のニーズを基本構想策定に生かしているというやり方でございます。

右上は和光市さんの例で、あらかじめ事業に関心がある地元企業を公募して、リストを作成する。そのリストを活用した事業の提案を評価する。こういった仕組みを取り込んでおられます。これによりまして、地元事業者の関与の促進ですとか、地元企業による積極姿勢を促すという試みが行われているところでございます。

右下は春日部市さんの例でございますけれども、地元の金融機関が主導して事業者側の枠組みを整えている例でございます。金融機関の活躍が有効であるとともに、能力強化の重要性も示すようなものだと考えてございます。

これらの例を含めまして、民間事業者の積極的な参画促進に資する方策を考えられないかということに関して、御意見をいただければありがたいと思っております。

3ページをお願いします。2点目といたしまして、小規模案件でのPPP/PFI導入に向けた取組という話題がございましたので、整理してございます。

小規模の案件につきましては、事業性の確保ですとか、そもそも事例が少ないといったことなどで、進める難易度が非常に高い中で、工夫が必要だという御意見をいただいているところでございます。

こうした中で、こういったものが好事例としてあるかということですか、モデルパターンみたいなことを考えていくときには、こういったものを考えていけばいいかということでございまして、例えば左側には今回のヒアリングでお話があったところでございますけれども、給食センターを広域連携で確保し、PFIを適用しているという事例がありますように、広域化ですとか、複合化、こういったものが考えられると思います。

また、右側は課題ということで挙げておりますけれども、今回のヒアリングの中でいろいろとコメントがありましたところでは、例えばバンドリングをしようとしたときにも、施設の統廃合の見込みがある場合ですと、バンドリングの対象にする事業の特定が難しいといったことですか、下側ですと、自治体がまたがると合意形成でのハードルが非常に高くなるといったことで、自治体を越えた広域化は難しいという御指摘をいただいているところでございます。

こうした中で、自治体に意欲を持って取り組んでいただくために必要なことは何かといった点についても、御意見をいただけるとありがたいと考えてございます。

最後のページになりますが、小規模自治体で取り組むに当たり、支援施策を有効に活用している例ということで、御紹介しているのが下側のところでございます。国の支援策を活用して、自治体職員のみで事業化したものです。内閣府のワンストップ窓口を活用して、いろいろとアドバイスをもらって事業化したというのが、岡山県の津山市さんの事例にな

ります。

こういった支援策の有効活用に関しても、効果的な支援策はどういうふうと考えられるか、今後、議論を進めていければと考えているところでございます。

資料の説明は以上となりますけれども、たくさんの論点を挙げさせていただいているところでございますので、お気づきの点について、いろいろと御指摘をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

それでは、非常に盛りだくさんの御提案でしたので、これを踏まえて、御意見を伺いたいと思います。

事務局に1点確認ですが、委員の先生方は全員そろったと考えてよろしいですか。

○庄司企画官 おそろいでございます。

○北詰部会長 それでは、全員の参加ということで進めさせていただきます。

それでは、質疑に入りますけれども、2～3名、あるいは4名ぐらいの御質問をまとめさせていただいて、事務局が答えるというスタイル、あるいは委員の間でディスカッションをするという形にさせていただきます。

それから、御意見、御質問がありましたら、挙手ボタンを押していただければと思えますけれども、私あるいは事務局がたまたま気がつかないときもあろうかと思えますので、そのときはミュートを外して、割り込んできていただければ、順番を整理させていただきますので、二つの方法の併用で進めたいと思います。

それでは、御意見、御質問がございましたら、順次よろしく願いします。いかがでしょうか。山口先生、よろしく願いします。

○山口委員 御説明ありがとうございました。

私からは3点ほどありまして、資料1～2ですけれども、4ページ目です。多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針ということで、優先的検討の開始時期というところで、アンダーラインが引かれている。これが優先的検討の対象となる事業ですけれども、ここの定義をもう少し明確にする必要があるのではないかと考えています。

なぜならば、既に事業推進部会で公共施設の非保有手法についての基本的な考え方を整理して公表していますし、計画部会においても、キャッシュフローを生み出しにくいインフラを中心とした維持管理・運営といったことについて検討を進めている。つまり新たに施設を整備することを前提とするのではなくて、既存ストックの有効活用、効率的な維持管理・運営、こういったものがPFI推進委員会でも検討の俎上に上がっているので、その辺りをきちっと含むような形で、多様なPPP/PFI手法を明確に整理する必要があるのではないかと考えています。

5ページ目を御覧いただきますと、小郡市の優先検討の開始時期で①～⑤が示されていまして、多分既存ストックの有効活用というところは、②③、ここら辺が該当すると思

ます。その辺りをちゃんと優先的検討の対象に含むのか、含まないのか、優先的検討規程の射程を明確にする必要があると思います。これが1点目です。

2点目は、8ページの判断の目安というところで、現在、対象事業の基準としまして、基本は財政面での規模を前提としまして、ロとして、事業費基準の例外という形で、例外的な扱いにしている。排除はしていないとあるのですけれども、事業費がメインで、事業費の例外として挙げられる、こういった扱いをしている。そうすると、小規模自治体であれば、新規に施設を整備する場合であっても、そもそもそれほど事業費の規模が大きくないということになりますので、事業費の規模を残すにしても、規模を低めに設定する必要があるということです。

2点目は、先ほど申し上げた部分と関連しますが、小規模自治体で財政余力が乏しい自治体ほど、既存ストックの有効活用というところで、PPP/PFIを考えていかざるを得ない、考えていく必要があると思います。そうすると、事業費というのは当然小さくなりますので、事業費と並列させて、事業費以外の要素を整理して、事業費にこだわらず、こういった点でPPP/PFIを活用することによって、定性的なVFMが得られるのであれば、それを検討の俎上にのせるべきだということを示す必要があるのではないかと。

その場合の定性的な評価の枠組みとしましては、既に計画部会においてPPP/PFI事業に係る情報の活用についてということで、適切な事業評価のための指標を整理して、それに基づいて評価をして、情報発信をしていくという検討がされていますし、また、事業推進部会においても事後評価等マニュアルを整理して、提示をしていることになりますので、そういった期中であるとか、事後評価、それと整合するような形で定性的な評価基準は提示する必要があるのではないかと考えています。

3点目、定性的な評価を検討するに当たって一つ考えていただきたいのは、通常、VFMですと、定量的であれ、定性的であれ、事業の期間内の議論だけなのです。例えば伝統的な通常のPFIであっても、施設整備と運営・維持管理というのは、15年から20年ということ、その後の大規模改修・大規模修繕は除外したり、あるいは既存ストックの有効活用で見た場合、包括的民間委託などはそれに該当しますが、その場合、3年から5年といった、かなり短いスパンである。ロールオーバーで契約を繰り返し、事業者を変える場合もありますけれども、やっていく。その事業期間だけで見ると、やはりPPP/PFIの意義が狭く捉えられるのではないかと。特にPPP/PFIの契約期間よりも実際のインフラ施設等の稼働期間は長いわけです。それをPPP/PFIでやることによって、効果的な維持管理・修繕が行える。そういうことによって、施設の長寿命化が図られたり、あるいは施設のライフサイクルコストが削減できたり、事業期間を超えて得られる効果もありますので、そういったものも定性的な評価基準で提示していく必要があるのではないかと考えています。

私からは以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

福島専門委員、横山専門委員、お二人、合わせて3人の御意見を伺ったところで、事務

局に振りたいと思います。

まず福島専門委員、お願いします。

○福島専門委員 私から2点コメントをさせていただければと思います。

まずヒアリングの結果を見て、そこで出てきた項目に関して御対応されているということで、全体としては、おおむね違和感はないと思っています。

細かいところですが、2点です。

今、資料1-2の話をしていますが、改定ポイントの②の推進体制というところですが、恐らくドキュメントに書かれる際にはきちんと対応されるものと思われませんが、取りまとめ部門と書かれているところで、町によっては企画系のところであるとか、行革みたいな組織がやっているところがあるかと思うのですけれども、各市町村で取りまとめ部門と言われてもというところもあるし、そもそもないところもあるかと思うので、書き方としては、取りまとめ部門という書き方でも結構だと思うのですが、例えばこんな部門でというところで書かれてもいいと思いました。どの町にも分かりやすく書いていただきたいということが1点目であります。

もう一つは、改定ポイントの③の事業費基準のところ、基準自体をいかに変えていくかという議論はもちろんあると思うのですけれども、10億単位のものはないですというところが、それによってどれだけ増えるかは分からないのですが、複合化と言うとまた違う意味に捉えられるので、包括化と言ったほうがいいかもしれませんけれども、幾つかの事業をくっつける、施設についても1個ではなくて、何個も束にする、英語でいうとバンドリングという言い方になるかもしれませんが、そういうやり方で、むしろ事業費を増やしていく工夫があってもいいと思いました。ここの中でどういう記載をするかというのは、非常に難しいかもしれませんが、そういうことによって事業費を上げていく。

先ほどさらに飛躍するもので、広域化という話も事例としておっしゃられていましたけれども、同じ市町村の中でも、施設を幾らかバンドリングする、事業を幾つかバンドリングして、事業費自体を増やしていくという仕組みもあるということに記載されてはどうかと思いました。

以上2点です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

引き続き、横山専門委員、お願いします。

○横山専門委員 福島専門委員と視点がかぶったのですけれども、1点目は、資料1-1でいうと庁内の推進体制、資料1-2でいきますと推進体制のところですが、私の経験からしますと、取りまとめ部門というのは、実際に地方自治体では、行革担当部門が多いと思います。私は行革担当部門が望ましいと思っています。次に多いのは、公共施設マネジメント部署です。

そういうことから考えていきますと、取りまとめ部門という言い方よりは、行革担当部門などの取りまとめ部門ですとか、行革担当部門が望ましいといったことは、はっきり書

いたほうがいいのではないかと思います。

公共施設マネジメント部署が設置されている場合はいいのですが、そうでない場合は、従来ですと、管財課ですとか、そういったところが担うことが多いと思います。ただ、PFIというのは、ハードの部門だけに限ったことではありませんから、ハードもソフトも含めて公民連携を考えていくということを理解した上で、そうした一つの部署がリードすることが大事だと思います。

二つ目は事業費基準のところでございまして、10億円以上といったところが間違っただイメージで捉えられているのではないかという気がいたします。10億円以上というのはむしろ必須でありまして、優先的検討規程の本質はこれからの公共施設等の手続に関しまして、公民連携のPFIの観点を必ず検討しなさいといったことが最終的な目的であると思います。そういうふうに考えていきますと、10億円以上ということは全くこだわりのものではありませんで、事業費が少なくてもPFI手法、ほかの指定管理等も含めて、民間活力導入の手法が取れないのかといったところを検討するというメッセージを強く打ち出すべきだと思います。

前にも申し上げましたけれども、今回、甲府市の例が出てきていてよかったと思っているのですが、現在、総務省さんから要請されている公共施設等総合管理計画の策定におきましても、PFIは全く検討されていない。こういったことが自治体の現場では多いと思います。ですから、そうしたことをトータルできちんとリードする部署、そして、事業費にこだわらず、公共施設の総合管理計画等をマネジメントしていくときには、必ずPFI手法を検討する、こういったことを強く主張していく方がいいのではないかと思います。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

横山専門委員、ちょっとだけ確認させてください。10億円以上の必須という主張の話と、事務局の説明の中で、そういう事業が小さい自治体ではないことが多いので、費用基準を満たさなくても、定性的なもので可能だったらやるという話と、別途の話だと理解していいですね。

○横山専門委員 はい。

○北詰部会長 いいですね。

○横山専門委員 全く別途ということではないと思います。

○北詰部会長 大体分かりました。要は10億円以上だったら必須、必ずやりなさいというのが優先検討基準の基本的な理念ですね。

○横山専門委員 今まではそうです。

○北詰部会長 そういう御主張ですね。

○横山専門委員 はい。

○北詰部会長 分かりました。ありがとうございます。

事務局、まとめてお答えいただけますでしょうか。

○庄司企画官 いろいろと御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

山口委員からは3点いただいているところで、最初は対象の事業を明確にということ、今の優先検討の手引の中でも、例えばどういったものということは挙げてはいるものの、古いということもあり、御指摘いただいたところは明確になっていないところもあるかと思しますので、その辺りは手引にしっかり書き込むようなことも考えていきたいと思します。

それから、VFMを事業期間中のみで見るべきではなくて、その先にももちろん効果があるのだからというところは、非常にありがたい御指摘だと思っております。計画部会の中でも、VFMについては、狭義の意味と広義の意味と両方があるのではないかという御指摘もありましたし、両部会での御指摘を踏まえながら、PPP/PFIの効果をどういうふうに捉えていくかとか、その事業評価をどう考えていくかということ、これは非常に大きな話だと思しますので、しっかり考えていければと思うところでございます。

福島専門委員から2点御指摘いただいているところでございまして、取りまとめ部門というところは、分かりにくさがあると思します。今回は会議用に平板な表現にしておりますけれども、この手引は皆さん結構忠実に見られて、参考にされているようなところもあるかと思しますので、できるだけ丁寧な記述に努めていければと思っております。

あと、バンドリングに関して、優先検討規程の策定だったり、運用の手引にどこまで書き込むかというところで、悩みながら、資料1-3で若干挙げさせていただきましたが、PPP/PFI、特に小規模の自治体なり、小規模な案件でどう形成していくかということの観点としては非常に重要だと思しますので、ここにどこまで書き込むか。もしくは直接運用ではなかったとしても、事例集を後ろにいろいろつけているところで、例えばこういったやり方で案件自体を増やしていくとか、そういうこともあると思しますので、事例集のつくり方、参考資料のつくり方も含めて検討していければと思うところでございます。

横山専門委員からも2点御指摘をいただいているところでございまして、可能であれば、もう少し御意見を伺えればと思したので、取りまとめの部門の話のところ、行革担当が望ましいとおっしゃっていただいているところは、どういうところで行革担当がいいとお考えなのかということ、もう少し教えていただけるとありがたいと思しているところ、

あと、後半、御意見をいただいたところでございまして、かなり力強い御意見だと思しているところではありますし、総合管理計画を挙げていただいたところでございまして、これは今まさに総務省さんともいろいろとお話をさせていただいているところで、総合管理計画の策定においては、PPP/PFIを検討していくということも、ちゃんと留意事項としては掲げていっているというのが総務省からの通知ではあるものの、それが実行に移っているのかというところは、今、差があると思しています。そういったところをどうやってフォローアップしていくかということが、今後、課題だと思しているところでございます。

以上でございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

横山専門委員、例の行革を強く推された理由というのは、さらに御意見はございますか。

○横山専門委員 行革の部署が自治体の経営全体をリードするのです。行革大綱等をおつくりになって、その中で重要な柱として、民間活力の導入といったところを掲げている自治体が大変多くなってきております。それはこれからの行政経営をやっていく中で必須だと思います。財政だけの見地からとか、あるいは建築・建設だけの見地からではなく、自治体経営全般の中からPFI手法を取ることが非常に大事だといったこと、そして、ほかの手法も含めてアドバイスをしていくということを考えますと、行革担当部門が担っていくことが望ましい。実際に多いと思いますし、私はそれが理想であると思っております。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

行革担当部門が幅広く見ているというのは、そのとおりだと思いますが、財政削減のみに特化しないように、行革がちゃんと動いていればもちろん大丈夫なのだけれども、財政削減だけにシフトしがちなところだけは注意していただければと思います。

それでは、次ですが、今お手が挙がっているのは、難波専門委員、宇野専門委員、二本松専門委員ですので、難波専門委員から順にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○難波専門委員 難波です。ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。いろいろと資料をまとめていただいて、非常に興味深いと思って拝見をしていました。

私から3～4点ほどあります。

最初の改定ポイントの①のところ、スケジュール等が合わないということが、ヒアリングの中でも出てきたということで、自治体を拝見していると、基本構想とか、基本計画の段階というのは、ルールがあるようでなくて、基本構想というのは別につくらなくてもよかったり、なくても実際には事業が進んでいたりして、恐らく財政部門などはそういうことを認識していても、設計の予算が上がってきた時点で、そうだったのかみたいな話になっているような気がしていて、この部分を何とかしないといけないのだと思うのですが、ただ、実際にはルールがあってないようなものだと思うので、そこに対して、それが通知なのか、あるいはもっと幅広く自治体向けに研修などをやるのか、どういう対応なのかは分からないですけれども、その部分をもう少し考えないと、こういうことはよく起こっているのだろうと思いついて聞いていました。

先ほど来話が出てきているところでは、公共施設等総合管理計画あるいは個別計画が、早いところだと、これから第2期などに入っていきうようなところもある中で、そこで必ず検討をしてくださうということを確認していく必要があるのだろうと思います。

ただ、個別計画などをつくっていても、個別事業の中でしか、PPPの対象にするか、しないかという検討が実際には行われていないのも事実だと思うので、先ほど来出てきているような広域化とか、バンドリングみたいなところは、もう少し公共施設等総合管理計画を

つくる、あるいは個別計画をつくる中でちゃんと考えてくださいということをやったっていかないと、下流に落ちてきてからでは、検討の対象にならないことがあると思います。

これは余談かもしれないのですが、総合管理計画など、個別の事業で、PPP/PFIで長期契約を結ぶことによって、地元企業の育成につながったり、長期契約のメリットがありますというところを少しうたえるようになっていくと、地元と組んで上手にやっつけていこうかという形になると、PPP/PFIのメリットをもう少しうたえるのではないかと思います。それが1点目です。長くてすみません。

対象事業についてというところで、金額基準が小規模になればなるほど、対象事業の数が少なくなってしまうというのは、そのとおりなのだろうと思います。ただ、総合管理計画などの中では、公有地の活用であったり、遊休資産の活用であったり、今後、広域化を検討しなければいけないようなもの、複合化とか、多機能化をしようとしていくものは、民間事業者の知見が生かせるものだと思いますし、これからデジタル化とか、民間事業者の技術が生かせるようなものというのは、明示的にうたっていくことによって、事業費基準にとらわれずに、もっと民間が入る、あるいは多業種が入ることでメリットがある事業に対して、適用を検討できるようになるといいと思います。

3点目ですが、資料1-3の3ページのところで非常に興味深いと思ったのは、広域化とか、バンドリングを検討しようと思っても、特定事業にどこの段階で何を入れておくかということが問題になってしまうということで、これは手引の改定という話よりも、PFIの制度自体で、例えばもう少し柔軟にして、特定事業を後から追加できるようにするとか、柔軟に変更できるようにするとか、何らかの制度面で考えていかなければいけないところがあるのではないかと思います。

例えば総合管理計画、個別計画第2期をつくりました、その中で発注者支援をして、バンドリングとか、広域化を検討していきます、具体の案件はその後に出てくるので、それを後から追加できるようにしますとか、削除できるようにしますみたいな形になっていくと、全体の発注者に対する支援がやりやすくなっていったら、上流から検討できるようになるのではないかと思います。

以上です。すみません、長くなりました。

○北詰部会長 ありがとうございます。

宇野専門委員、お願いします。

○宇野専門委員 御説明ありがとうございます。

まず、ポイント①ですけれども、次期事業について記載することは、とてもよいことだと考えております。

次に、計画との関係で、できるだけ上流で検討を開始すべきだということが、ここまです議論されているところだと思いますが、あまり上流に行き過ぎると、むしろ逆効果なのではないかと考えております。例えば、公営企業における最上流の計画の場合には、とても大きな自治体であれば個別に積み上げているとは思いますが、基本的には事業費

を総額レベルで捉えていくことが目標になっていると思います。アセットマネジメントなどでも総額レベルだと思います。そうなってくると、個別にどういう事業を行っていくかというところまでは検討する必要もなく、計画をつくることもあると思います。ですので、最上流というよりは、もう少し具体化されてきたレベルを的確に指示したほうが、より具体的な検討に結びつくと思います。もちろん最下流だと具体化し修正が難しくなってしまうということだろうと思いますので、計画のどのあたりの段階で検討頂くのがよいのか考える必要があると思います。

その点について付け加えますと、この資料には例えば情報収集を始めるべきだとか、あるいはどういう事業があるのか捕捉すべきだということが書かれておりますが、こういう点については、最上流の計画でも開始できると思います。なので、最上流の計画においては、例えば情報収集などを開始しましょうという書きぶりのほうがよいと思います。

最後にポイントの③ですけれども、基準の10億とか、1億を柔軟化することが重要であるため、負担や効果との関係をきちんと書こうということは、とてもよい点だと思っております。また、バンドリングなどをして、規模を拡大させるということを併せて書くことも、とても有意義だと感じたところです。

しかし、その一方で、柔軟化する対象としては、例えば簡易的な手続のもの、小規模、なもの、PFIというよりはPPPなどがあり得ることに言及すると良いと思います。

以上です。

○北詰部会長 引き続き、二本松専門委員、お願いします。

○二本松専門委員 二本松です。

今日は丁寧な御説明ありがとうございました。

個人的な意見を一つ申し上げたいと思います。資料1-1だと5ページ目辺りです。改定ポイントだと③④の事業費ですとか、簡易検討に関してですけれども、最近、アドバイザーをいろいろやっていて、優先検討の弊害といいますか、困ったという事例が幾つかありまして、結論としては、基準としての事業費引下げは慎重にしたほうがいいのではないかと思う一方で、逆に事業費基準を唯一の基準とするのではなく、自治体さんとか、事業ごとに少し基準を柔軟にできたらいいのではないかと思っています。

先ほどのヒアリング結果で、5ページの検討対象事業・事業費基準の運用の課題というところで、検討対象が増えると、アドバイザー費用の負担増やマンパワー不足の課題も出てくるため、慎重に検討する必要があると書いてあったのですが、確かに最近の事業で、アドバイザーフィーをなるべく少なく済ませたいという趣旨で、公募段階でアドバイザーを全部切ってしまうと、自治体さんだけで公募をしているような事例があるのですが、そうすると、落札した後、民間側の負担がすごく増えたり、民間側で資料をつくらしたり、スキームからお話し合いをしなければならないような事例などもありまして、逆に負担が大きいと思っている事例もあります。

あと、小規模自治体さんは優先検討があるので、とにかくPPPを優先して検討しましょう

ということで、検討されるのは非常にいいのですけれども、アドバイザーが入った段階で、このスキームはどうかということも幾つかあったりして、マンパワー不足ですとか、経験不足で、アドバイザーも十分に機能していないということで、スキームの検討がうまくできていない事例もあったりして、簡易検討を進めるのもいいと思うのですけれども、個人的にはきちんとアドバイザーを使って、地方自治法が競争入札を原則とした趣旨も踏まえて、事業ごとにスキームをきちんと検討できるような、体制を整えるような手引であるといいと思っております。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

一旦ここで事務局からの回答といいますか、議論をしたいと思うのですけれども、事務局、よろしくをお願いします。

○庄司企画官 ありがとうございます。

難波先生から御意見をいただいたところに関していいますと、ほかの委員の方からもありましたけれども、どの段階からどういうふうに関わっていくかというのは、よく考えないといけません。今回は上流からの関与ということで挙げさせていただきましたが、宇野専門委員からもありましたように、どういうことに関わっていくかとか、どの段階でどういうことを決めていくかとか、そういったことはしっかり考えていく必要があると思いますので、今回いただいているヒアリングでの知見なども参考にしながら、その辺はもうちょっとかみ砕いて、しっかり手引に反映していくようなことができればいいと思っております。

あと、特定事業を柔軟に変更するというところで、難波先生からアイデアもいただいたところがございますけれども、こういった制度の在り方についても、時間がかかる部分はあるかもしれませんが、しっかり議論できればと思っておりますので、御指摘いただきまして、どうもありがとうございます。

宇野専門委員から上流の部分の関与の仕方、あまり上流に行き過ぎると逆効果だという御指摘をいただいて、そうだと思いますので、先ほど申しましたように、この辺りはかみ砕いて、しっかりやっていければと思っております。

二本松専門委員からの御指摘とも重なるところがあるかと思っておりますけれども、簡易的な手法とか、アドバイザーを不要にする方法とか、そういうことをすると、その面ではいいかもしれませんが、ほかのところに弊害が及ぶ、そういったことも慎重に考えながら、基準を柔軟に運用して数が増えること、それを簡易的な手続と組み合わせてやっていくこと、それから、二本松専門委員からも御指摘があったように、事業者に負担がいたり、結果として変なスキームになってしまう、こういったことは避けるように、ここはそれぞれポイントを取り上げたところでありますけれども、改めて一連で考えてみたときに、そういったことがないかということは、今回御指摘いただいたことを踏まえて、もう一回、手引をつくり込んでいくときに整理していきたいと思っております。

続きまして、福永参事官からコメントさせていただきます。

○福永参事官 参事官の福永でございます。

今、お話を聞いている中で、優先的検討規程というのは、基本的にVFMであったり、あるいは事業手法の選択をしましょうということになっていて、事業をするというのが前提のプロセスになっていまして、本日のお話の中でのバンドリングとか、広域化というところを、もっと上の段階でバンドリングできるのではないかと、広域化できるのではないかと、ということを検討するというのが、今の優先的検討規程の念頭にはない部分だと感じております。そこをどういうふうに入れていくかということについては、大きい宿題だと思っております。

一方で、PFIだけで言ってしまうと、PFIのためにバンドリング、広域化を検討しましょうということ、誤ったメッセージになってしまうと思ひまして、ここは公共施設の在り方として、上流の段階でどういうふうにしていったことをやっていくかというところを関係省庁とも議論できればと感じたところでございます。

あと、柔軟化のところについては、これまでも御意見をいただいておりますし、これからも御意見を伺いたいと思うのは、柔軟化して広げるということと、優先的検討規程なので、我々も出すときに悩むのは、基本的に全ての自治体でやってくださいというメッセージになる中で、どういったメッセージの出し方がいいのかということと悩んでおりました。10億円とか、1億円よりも小さいところでもぜひやってほしいのだけれども、必ずプロセスを入れなさいということ、負担になるというところの悩みがございまして、そこら辺でいい工夫があれば、御意見をいただければと思っております。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

私もちょっと気になっていたのですけれども、これまでの資料で、事業に対して必要性検討があった後、必要とされたら事業手法検討という、そういう流れの整理だと思っております。ただ、先生方の御意見は、その流れで事業手法検討になったときには、がんじがらめで身動きが取れないことも、実際の経験としては多々あるということなので、グレーゾーン部分を明確に区別するようなキーワードみたいなものも探し出しておかなければいけないと思っております。

先ほどありましたように、最上流みたいなところはさすがにないわけですがけれども、情報収集等にとどめてくださいという御意見がありまして、それでいいと思うのですが、基本構想などはいつやるか分からないけれども、とにかくやらなければいけないから入れておきましょうみたいなものまで入っているとすれば、それは外しましょう。必要性の検討である程度必要だということは分かるので、そういう段階で、さらに細かい事業手法の検討であるとか、そういうところに行きたい。事業手法を検討するときに、いろんなメニューがPPP/PFIにはあるから、それが必要性検討の結果で狭義に縛られてしまうのは避けたい、こういう御意見なのだろうと思ひます。

もう一つ、あまり緩め過ぎると、スキームががちゃがちゃになりますとか、あるいは小さな自治体だと難しいこともあるとか、これもそのとおりだと思いますし、私も今のところ答えはないのですけれども、アドバイザーを雇う形と、内閣府等で用意している相談窓口のようなものを有効に機能させることが前提なのです。これがうまくいってれば、スキームががたがたすることは本来ないはずなのだけれども、実際には起こってしまうということなので、そちらを強化するか、小さな自治体の行政マンの実力を高めていくのかという、そのバランスみたいなものを見いだしていく必要があると思いました。ここは答えがなくて恐縮です。

それでは、また3人の先生のお手が挙がっていますので、黒石先生、村松先生、下長先生の順にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○黒石専門委員 黒石です。

今、北詰部会長にまとめていただいたとおりなのですが、1点だけ質問したいのは、私も先生方の御指摘に同感なのですが、どこまで高めていっても、事業、ハードプラスソフトというのは生き物なので、様々にあるのです。同じ形態のものはもちろんパッケージ化していけばいいのですけれども、相手が生き物なのを安易に判断し過ぎてしまっている例をたくさん見てきていますので、生き物を有効に扱って、有効な判断を導く適切なアドバイザーというか、支援者が必要で、諸外国もそういう体制を強化しているのだと思います。ですので、内閣府のワンストップ窓口とか、アドバイザー派遣とか、あちらが有効に機能しているとか、満足度とか、評価とか、分析とか、結果などはまとめられていますか。その点をもう一回確認したいと思ったので、質問させていただきます。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

次に村松専門委員、お願いします。

○村松専門委員 村松です。

今回、ヒアリングから手引の見直しまで、随分時間をかけて丁寧につくり上げてくださりまして、どうもありがとうございます。

一つ一つの論点は、既に先生方がコメントされたように、基本的なところでは私も賛同しております。

手引ではなくて、資料1-3に関係したところになってくるのですけれども、今まで先生方がおっしゃっていたことと関係しますが、一つ目のアドバイザーの話です。対象事業の発掘や案件組成は、地方公共団体だけでは取組を行い得ない、難しいという話がございます、やはり外部の手を借りるというのは非常に重要な事項だと認識しております。

事例に挙がっている中で、地元の金融機関の役割を挙げていただいている、以前の部会の中でも地元の金融機関の方々の実力を上げるための取組といった形で、後方支援の話がございました。いきなりプロフェッショナルファームでコンサルタントというよりは、地元の金融機関のほうが地元の事業者とのつながりもございますので、非常に有効なものな

ので、ここを活用いただければと考えております。

あと、ここの部会で以前お話があったか記憶がないのですが、PFI事業推進機構の中にプロジェクト支援部があって、その活動範囲もアドバイザー業務、上流での案件の掘り起こし、組成に関するところの御支援、それらが業務スコープだと理解しています。そのようなプロジェクト支援を行うことによって、機構がそもそも拠出されるインフラファンドの投資先の増加といったところにつながってくるので、機構のプロジェクト支援部も活用する範囲に入ってくるのではないかという考えを持ちました。

同じく資料1-3で、もう一つ、民間の活用、民間の参画を促すといったところですが、事例でありましたように、事業者のリストアップをするというのはすごくいいと思って、拝見いたしました。地域経済への貢献を使命としていらっしゃる事業者は数多くあると思います。特にインフラに関わるような事業を行っていらっしゃる会社では脱炭素とか、DXとか、今はやりの分野で非常に力を入れていらっしゃる、事業分野拡大として取り組んでいらっしゃる場所がございます。そこは地方公共団体で取り組む事業とうまく関連づけられれば、こういった事業者のお力が発揮できるということで、リストアップしておいて、あらかじめそういったところには声をかけるという体制は、各自治体の中で進められればと考えました。

以上でございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

下長専門委員、お願いします。

○下長専門委員 いろいろとヒアリング等をいただいております、感想ですけれども、各自治体が優先的検討の手引を、ある意味柔軟にアレンジしながらつくられているということにとっても感心しました。柔軟にということの中には、簡易なVFM算定を省略するとか、個別に臨機応変にカスタマイズをしているということを感じました。

その上で、そういった柔軟な取組が非常に重要だと思っております、規程をつくるのが目的ではないので、公共施設のハードの調達、あるいはサービスの調達に民間のノウハウとか、いいところを入れ込むのがPPP/PFIの目的である中で、それをするきっかけづくりが優先的検討規程の策定だということを指針の頭のほうで改めて強調いただくのが良いと考えます。あくまでここに書いてあることは、一つのひな形であり、各自治体で、各事業の個別の要因を含めて、本質的な民間活用という視点で、そういうチャンスがあるかないかをしっかり見極めることをやって欲しいというメッセージを出していただければ良いと考えます。

仮にそれで民間の活用等の可能性が非常に期待できる、有効性が高そうだという判断がつけば、詳細な検討ということで外部のコンサルタントも含めてしっかりした検討を行い、効果を最大化していくという辺りも書いていただければ良いと思います。大きく2段階の検討を考えているということも、指針の位置づけの辺りでしっかり記載をいただければよいと思います。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

事務局から3人の先生の御意見に対して、お答えいただければと思います。

○庄司企画官 御意見ありがとうございます。

黒石専門委員からの支援事業に関する点について、支援事業の担当からコメントさせていただきます。

○佃企画官 事務局で企画官をやっております、佃と申します。支援事業を担当しています。

黒石専門委員がおっしゃるとおり、事業は生き物だというのは、まさにそうだと思っております。マニュアルで対応できないようなものは、ワンストップと読んでおりますけれども、電話での相談窓口の運用、個別の相談は現地で1日程度になりますけれども、専門家派遣という制度を運用しております。

それなりに効果を上げているのではないかと考えております。ワンストップの電話相談は1年間に数百件のお問い合わせがありますし、専門家派遣も年に20件程度の要請があります。なので、それなりに効果を上げているという認識でおります。すみません、細かい1件1件の内容の成果までは詰めておりませんが、そのような状況でございます。

以上です。

○北詰部会長 よろしいですか。

それでは、事務局から全体についてお答えいただければと思います。

○庄司企画官 続きまして、村松専門委員から挙げていただいた点について、評価いただくようなコメントをいただいていると思います。こういったものをいろんな地域で取り組んでいただけるように、事例なりを紹介していくような作り方ができればと思っております。

下長専門委員からもいろいろな自治体が工夫されているということで、この辺りは評価していただいていると思いますが、規程をつくることの意義、メッセージの出し方についての御指摘をいただいたと思います。今回ヒアリングなどをさせていただくと、優先検討規程は、国からこういう通知があったから、取りあえずつくっているというところも本音としてはあつたりすると思います。そういったこともあるので、何でつくることがいいのかということについても伝えられるようなメッセージを出しつつも、しっかり取り組んでいただけるような、そういったことも工夫ができればいいと思ったところでございます。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

渡辺専門委員、何か御発言はございますか。

○渡辺専門委員 ありがとうございます。

まず資料の作成と取りまとめ、本当にありがとうございます。

ほかの委員の皆様から貴重な御意見が出ていたので、渡辺からは3点ほど、重なる部分

が非常に多いですが発言させていただきます。

1点目は、資料1-2に関してですが、8ページで、山口委員から御発言があったところと重なります。多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針ということで、ロの事業費基準の例外についての御発言があったかと思えます。定性的評価に関して具体的な説明や記載がもう少し盛り込まれてもよいと感じた点が1点でございます。

2点目と3点目については、資料1-3でございます。

2ページですが、自治体の皆様のアンケートの中で、民間事業者の参画が確保できるか不安であるとお答えになっている、懸念されているという点で御説明がございました。こちらに関しては、今後PFIを進めていく、事業化を促進させていくためには、地元も含めて事業者の参加というのは、非常に重要になるかと思えます。こちらではマッチングの機会であったり、地元の金融機関さんがリードしてチームを組成している事例が紹介されていたのですけれども、例えば地元というと商工会議所、こういった組織もあろうかと思えます。今後こういったところとの連携も図りながら、PFI事業を促進させていくための工夫が必要だと思いましたので、発言をさせていただきました。

3点目です。3ページになります。こちらは複数の委員の皆様から御発言があったところでして、右の二つ目の○になります。複数自治体による広域は、自治体間の合意形成の手間の負担が非常に大きいというところでの御発言でした。こちらに関しては、今後、国内は人口が減少していくという観点から、複数の自治体での広域化ということは、避けて通れないのではないかと考えています。そういったことを考えると、ここについても工夫が必要ではないかと思っております。公表される資料に事例を多く掲載する等の工夫であったり、アドバイザー費用を国が一部負担する、こういったことを含めて、もう少し工夫をしていくことで、今後、確実に起こるであろう問題の解決にもつながっていくのではないかと考えております。

この3点が渡辺からの発言となります。以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

事務局、よろしいですか。何かお答えになりますか。

○庄司企画官 御指摘の点はしっかり対応できるようにしたいと思います。地域プラットフォームなどを活動しているところがございますし、地域の関係者との連携をしっかりと取っていく上で、プラットフォームは有効だと思いますので、御指摘の点も踏まえて、うまく運用できればいいと思うところがございます。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

一通り、皆さんから御意見をいただきました。

私からも同じような形ですけれども、まとめさせていただきますと、三つぐらいあると思っております。

一つは、下長専門委員からそれぞれの自治体は柔軟に工夫しながらやっているというお

話をいただいたのですが、逆に言うと、内閣府さんもそうおっしゃったのだけれども、やる気のある自治体は、その書面を見たら、その他とか、例外事項とか、そういうものを見て、どんどん食い込んでいく。むしろ問題はそれほど積極的でないところにも、こういった書面を見ながらやっていただきたいといったときに、どうするかという議論に次は来ていると思っていて、今日、先生方からあったように、例えば具体的な項目を書くとか、あるいは先進事例みたいなものを紹介しておくとか、やる気はそれほどでもないけれども、きっかけをつかんだら進むような自治体に対して、琴線に触れるようなキーワードがちりばめられたものになることがポイントですというのは、いろんな分野で御指摘いただいたと思います。

2点目、上流か下流かという議論は、先ほど整理させていただいたとおりですけれども、必要性検討と事業手法検討の区分については、明確に維持した上で、適切なバランスを取る必要があると思います。

3点目については、いろんな御意見がありましたけれども、多くの経験を積み上げていく中で、共有をしていくというところが重要になっていくので、バンドリングとか、そういったいろんな手法みたいなもの、件数とか、PFIを導入することを目的化するのではなくて、本来のインフラとか、公共施設みたいなもののあるべき姿、あるいはあるべき方向みたいなものが議論としてあって、その上で事業化としてPPP/PFIが柔軟に臨機応変に適用できるという、そういうシナリオだけは堅持してほしいと思いました。

勝手にまとめさせていただきましたけれども、そういう形で、議題（1）については押さえたいと思います。

どうしても一言という方はいらっしゃいますか。よろしいですか。最後にまた御意見をいただける機会があるかと思えます。

それでは、議題（1）については、これぐらいにさせていただきますして、議事「（2）これまでの事業推進部会における取組のフォローアップについて」ということで、事務局から御説明をお願いします。

○庄司企画官 それでは、事務局より御説明させていただきたいと思えます。資料2を御覧いただければと思えます。

資料2ですが、昨年度御議論いただきまして取りまとめました、PFI事業における事後評価等マニュアル、PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル、公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方の周知の状況ですとか、活用状況、内容、課題につきまして、全自治体を対象にしましたアンケート調査を昨年秋頃に行っておりまして、作成後のフォローアップということで、今回整理をさせていただいているところでございます。

今お示ししているページは、作成したものに対して、こういうふうやっていくという、アクションプランに書かれていることを抜粋しているものでございます。

2ページをお願いします。事後評価マニュアルの関係について、アンケートからのフォローアップを整理しているものがこちらでございます。

事後評価の実施状況でございますが、実施している、または実施する予定と回答した団体が約3割ということで、事後評価の実施というところに関して、まだ課題があると思っております。

また、事後評価を実施していると回答があった34事業の公表状況でございますけれども、政令指定都市の事業では9割程度が評価結果を公表している一方で、そのほかの自治体ですと、公表は半数程度にとどまっていることも分かってきてございます。

3ページをお願いします。事後評価のマニュアルの活用状況で整理したものがこちらになります。マニュアルをつくってからアンケートをしたのは、半年ぐらいの期間が経過した段階でございますので、こういった状況でございますけれども、この質問の対象は、令和3年度から令和6年度に終了するPFI事業がある団体に対してということで、その中で活用していると答えた団体は約3割という状況でございました。

また、こちらは全団体を対象にしたときの質問でございますけれども、マニュアルの存在を知らないという回答が2割に上っていきまして、特に団体規模別でいいますと、小規模の団体ほどマニュアルの存在を知らないと回答した割合が上昇しているような傾向でございました。

今後増加していく期間満了案件への活用に向けた周知を図るといふことと、多様な効果の評価等の充実を図っていき、順次、充実していければと考えてございます。

4ページをお願いします。続きまして、二つ目の民間提案推進マニュアルの活用状況ということで整理してございます。

マニュアルの活用状況ということで、活用しているという回答がありましたのは138団体で、一方で、617団体からは存在を知らないという回答をいただいたところでございます。

内容に関しての意見でございますが、左下に書いているところでございますけれども、より一層具体的な活用事例を充実していくことが望ましいという御意見があったところでございます。

今後でございますけれども、民間提案に基づき事業化された案件ですとか、民間提案に対してインセンティブを付与して事業者選定を行った案件など、民間提案に関する事例の把握、周知に努めていきたいと思っております。

5ページをお願いします。最後でございますけれども、非保有手法に関しましては、基本的な考え方ということで、お示ししたところでございますので、実際に非保有手法が活用されている事例をアンケートで聞いているところでございます。

その結果がこちらになりますけれども、令和2年度に非保有手法を採用した事業は15件確認されてございます。その中では、事業の分類でございますが、義務教育施設や教育・文化関連施設を対象にしたものが多くなっているところでございます。

また、事業手法ということでいいますと、施設の借り上げ方式とファイナンス・リース方式、これが半分半分ということで、大半がこのどちらかという状況でございました。

右側に非保有手法の採用理由ということで、アンケートで聞いた結果でございますけれども

ども、使用期間の短さや費用の節減といったことを挙げる方が多く、そのほかですと、需要の変動や費用の平準化ということについても、複数回答がございました。これらはいずれも基本的考え方にお示した事例に類するものでございますけれども、今後、新たな方式などがあった場合は、詳細を確認しまして、必要に応じて事例の紹介なども行ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○北詰部会長 説明ありがとうございました。

これらにつきまして、御意見、御質問、御審議がありましたら、それぞれ先生方から御意見をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。横山専門委員、お願いします。

○横山専門委員 1点だけ、非保有につきまして、申し上げたいと思っております。5ページです。何かといいますと、非保有手法の採用理由を見てみますと、PFI全体の今日の議論にも通じますけれども、お金がないから非保有だという財政的な見地、それはもちろん大事なのですが、そこが先行している感じがするのです。ここはそれだけではないと思っております。あるいは期間が短いとか、逆もあるわけです。

何が言いたいかといいますと、実際に、今、地方公共団体が持っている施設が、これからの時代にそぐわなくなっている。具体的に申し上げますと、今では当たり前になっているユニバーサルデザインですとか、あるいは防災への対応、外付けの階段がないとか、屋上も使えなくしてしまっているとか、そういう古い仕様のままの公共施設を持っていて、これをどうにかしなければいけないといったときに、自らが建てるよりも、民間でそういった仕様を満たしているような建物を使うといった、用途、先ほど北詰部会長がおっしゃったように、そもそもどういう公共施設が必要であって、そのことに対して非保有という手法が有効だ、まずそういうセオリーがないと、ただお金がないから民間のものを借りればいいのかというのとは違うと思っております。そうした地方公共団体としての指針があって、それに適合する民の施設を非保有手法によって確保していくといったことが大事です。

そうなりますと、マニュアル的にはどういうものが非保有手法の建物としてふさわしいのか、取り組みやすい建物の例としてはこうだということを挙げるのが大事だと思います。

また、それは行政からの一方な需要ではなくて、先ほど難波先生がおっしゃっていたことに通じると思っておりますが、民からの需要もあるわけです。民が持っている施設や財産に対して、これはこういうふうには公共団体に使ってもらったほうがいいのかとか、こういった建物がこういうことに貢献できるのではないかと、こういった提案もPFIの精神に合致するものだと思います。重要な精神だと思います。双方のそういったシナリオ、セオリーがあって、非保有手法を財政的な見地以外にも進めるという、そこにアドバイスできるようなマニュアルがあるといいと思っております。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

村松専門委員、山口委員の御意見を伺って、また事務局に委ねたいと思っておりますが、村松

専門委員、お願いします。

○村松専門委員 ありがとうございます。

資料2は、全自治体にアンケートをお願いして回答を得られたということで、大変興味深い結果になりました。

中でもマニュアルの存在を知らないといった御回答が、一定数の団体であるといったところを見て、現状が分かって興味深いとは思ったのですけれども、挙げていただいておりますように、まずは知ってもらうための周知活動が必要だと思います。情報発信を継続的に行っていってしまおうというのはすごくよく分かるのですけれども、これはマーケティングの話になってくるかと思うのですが、必要としている人にいかに届けるかということで、ニーズのないところに発信しても、アンテナがなかなか立たないということがあると思います。地方公共団体のそれぞれの課題に合ったニーズ、取組状況にうまく引っかかるような形での発信は、どんな形でやるのがふさわしいのかということは、考えどころだと思います。

もう一つ、発信方法になりますけれども、せんだって2月4日に開催されました推進施策説明会の動画、ユーチューブにアップされているものを拝見いたしました。佃さんがスライドをめくりながら御説明しているものが動画でアップロードされていて、これは非常に分かりやすいと思って見ていました。長さも適当で、12分程度だったと思うのですけれども、あまり長いものは皆さん見たくないですし、適度な長さで、かつ網羅的にスライドで写真等もお示しいただいていました。こういったものがあると、いきなりマニュアルを紙で見るよりは、非常に取っつきやすいところがあるのではないかと思います。こういった網羅的なものをお示しいただいた上で、個別の掘り下げテーマがあったりすると、私も新しい制度に関して、動画で出ていないかと思って探したりします。団体のほうでより情報収集がやりやすくなるような方法もお考えいただければと思いました。

以上でございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

山口先生、お願いします。

○山口委員 御説明ありがとうございます。

このような形で、実際に自治体にアンケートをして、実施状況を定期的に確認していただくというのは、非常に重要だと思っています。

三つのうち、事後評価等マニュアルですが、基本的に期間終了が見込まれる事業については、全般的に行うという話になるのですけれども、一方で、民間提案であるとか、非保有の場合は、事業によって向き不向きがあると思います。そうした場合、今回の整理ですと、非保有手法を採用した事業については、事業分野ごとの整理がなされているのですけれども、民間提案推進マニュアルの活用状況は、自治体の種類、あるいは基礎自治体の場合、人口規模といった形で、活用した団体の数の整理にしかなくて、実際にどのような事業で民間提案が行われたのかというところが非常に興味がある部分であって、こ

れから事例集という形で、実施事例を整理されていくのかどうかというのはよく分からないのですけれども、こういった事業において民間提案推進マニュアルが活用されて、民間提案が行われて、かつ事業化に至ったのかという、事業の種類というところの整理が必要なのではないかと思えます。

一方で、非保有手法に関しては、事業分野についての整理はあるのですけれども、自治体の種類とか、人口規模に基づく整理がなされていない。先ほどもちょっと触れたのですけれども、今後を考えた場合、財政余力が厳しい自治体ほど、既存ストック、民間が持つストックなどを活用するところがあるのかと思うので、自治体の規模ごとの整理は必要なのではないかと思っています。

自治体の規模ごとに整理した上で、例えば小規模自治体において、こういった形で非保有が活用されていますといったものを横展開ができればと考えています。そういった整理が必要なのではないかと思えます。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

事務局、お答えがありましたら、よろしくをお願いします。

○庄司企画官 御指摘いただきまして、ありがとうございます。

横山専門委員からの御指摘については、そのとおりというところがあると思ってございますところで、引き続きしっかりとフォローしていきたいと思えます。

あと、村松専門委員から御指摘がありました、まさに発信の方法というお話をいただきながら、ユーチューブを使って発信していることを思い描きながらと思っていたのですが、そこも御指摘をいただきまして、どうもありがとうございます。我々は試行錯誤をしながら、初めての取組ではあったのですけれども、こういったものを通じて、これだけデジタル技術なども進展してきた中、動画の活用なども積極的にやっていきたいと思えます。今、計画部会の新しいアクションプランの議論の中でも、まず情報を充実させる、それから、どのように発信していくか、こういったところも大きなテーマと考えてございますので、御指摘の点を踏まえてしっかりやっていければと思えます。

山口委員からも御指摘があった点でございまして、現在、取れているアンケートということであると、この辺りの情報が全てというところではあるのですけれども、特に民間提案というのは、これまでも継続的に取り組んできたアクションプランの中で位置づけてきたテーマでもありますし、今後も引き続きやっていくことだと思えますので、アンケートは、全自治体に対して毎年やらせていただいておりますので、そういうこともしっかり項目に加えながらフォローできるように考えていければと思っております。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。多岐にわたっての御指摘でいいと思えます。

難波専門委員、お手が挙がっているようですので、よろしくをお願いします。

○難波専門委員 ありがとうございます。

2点あります。

一つ目は、民間提案制度のマニュアルに関してなのですが、これからも少し調査などをされていくときに、一つ調べていただければと思ったのは、提案を受け付けたい、あるいは民間提案制度自体をやっている窓口と事業実施課の間がどのようにつながっているかということを見ていただきたいと思っています。というのも、うちの修了生がやっているところの民間提案制度で、試験的に何かの新しい民間の技術を導入する試験をやってみました。

ただ、本格導入の段階になったら、予算がないので、その課では続けられなくなりましたとあって、たまたまその自治体はほかの課の方がその取組を見ていたので、そちらが引き継いで導入に至ったものがあるのですが、個別の窓口で受け付けてしまったりすると、実際に事業化をやろうとか、試験導入したものを本格的に採用しようと思ったときに続かなくなっている事例は、もしかしたら、世の中にはあると思っています、その辺りは、先ほどの優先的検討規程の体制の調査ではないのですが、どんな形でやられているのかをしっかりと見ていただくと、その対策などを考えていくのに将来役に立つと思いました。それが1点目です。

2点目は、非保有手法に関してなのですが、ここの議論ではないのは重々承知しているのですが、非保有手法などを採用したり、これから統廃合していくときに、どうしても補助金の問題が大きく立ちはだかってしまって、結局、個別で立て替えて自前で持ったほうが自己負担は少なく済むので、その方法をやりますという自治体が最終的に多くなってしまふところが現状としてあると思うので、そういう問題について、何らかうまくやった自治体とか、補助金がないものはないので、補助金をもらえたという話はないと思うのですが、財政的な面でこんな対応をしましたというようなものがあつたら、そういうものも事例に含んでいただけるといいと思います。

あと、こういう事例集をつくっていただいたので、将来的には特にDXとか、中山間地などの過疎地の対策というのは、将来このように行政サービスがもっと変わっていくという将来像をイメージさせるものが何かあるといいと思います。事例ではまだそこまで追いついていないかもしれないけれども、こういうふうに変わっていくべきだから、非保有手法でもこんなやり方をやっていくべきというメッセージを一つ出していただけるといいと思いました。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

事務局、お答えがありましたら、お願いします。

○庄司企画官 難波専門委員、ありがとうございます。

民間提案につきましては、掘り下げたところで状況を把握できているところではないので、御指摘の点も踏まえてやっていければと思います。マニュアルの中では、事業化に結びついた事例みたいなものを紹介していますけれども、果たしてそれがたまたまの事例な

のか、ほかのところに窓口がどう設置されているのかとか、それがどう機能しているのかということは、今回の優先検討と同じような形でしっかりアプローチしていければいいと感じているところがございます。

もう一点、非保有のところは、難波専門委員にも御指摘いただきましたように、この範囲で我々の部会で議論するのは難しいところではあるかと思いますが、例えば将来像のイメージということでいいますと、政府を見れば、いろんな政策に取り組んでいるところがあると思いますので、例えばそういう政策課題として取り組んでいることなどを見つつ、そういったこととうまくリンクしていくことで、将来を見据えながら、こういった手法も考えられるみたいなことをうまく見せていくようなことを考えられると思いながら、引き続きアクションプランなどの議論をしていければと思っているところがございます。ありがとうございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

宇野専門委員、下長専門委員からお手が挙がっていますので、宇野専門委員からお願いします。

○宇野専門委員 資料2の4ページ目、民間提案に関するマニュアルの活用状況の主な意見のところ、随意契約保証型の云々ということで二つ目の○なのですけれども、これがどのような案件で、どのような状況での意見だったのかということをお伺いしたいと思いました。

読み方によっては、随意契約保証型がまったく無条件に使えるものと誤解されているのかもしれないと感じましたので、この御回答がどんなものだったのかということをお伺いしたいと思います。もし誤解があるようであれば、その点、少し加筆したほうがいいと思いました。御回答の状況が分かりませんので、念のための指摘です。

○北詰部会長 引き続き下長専門委員、お願いします。

○下長専門委員 三つのマニュアルを整理いただいて、私が特に興味を持ったものは、事後評価等マニュアルの活用状況ということでまとめていただいております。これを見ますと、政令市で事後評価したというところが8、結果を公表しているところが7あるということで、PFIにとっては、非常に大きな財産になるのではないかと考えています。

私なども初期の頃からアドバイザーをしていたのですが、政令市のPFIをずっと先導していただいたのは、非常に素晴らしいと思っております。規模も大きい自治体で、当然職員の方など人材も豊富にいます。しっかりした取組みを多くの政令市でやっていると聞いています。そういった政令市がいよいよ1巡目のPFIを終えて、それについての総括的なレポートを出していただいているということで、幾つか公表されているものを拝見すると、考察のレベルも高くまとめていただいていると感じています。

これについては、貴室で一度何らか捕捉していただいて、15年前、あるいは20年前にスタートしたPFIが終わって、経験の高い政令市がどういう評価をしているのかという辺りについて、社会的に共有する方法を考えていただければいいのではないかと思います。

○北詰部会長 ありがとうございます。

事務局で御回答がありましたら、お願いします。

○庄司企画官 御指摘ありがとうございます。

宇野専門委員の御指摘については、今、手元の情報がないので、後ほど確認しておきたいと思います。

下長専門委員の御指摘についても、コメントとしてありがとうございます。事後評価を集め切れている状況ではございませんので、しっかり集めて取りまとめて、またお知らせするようなことを考えていければと思ってございます。どうもありがとうございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

ほかに御発言がありましたらと思います。時間はほどほどにいい感じなのですけれども、よろしゅうございますか。

私から細かい点が1点と、大きな点が1点ありますが、

細かい点は、今ちょうど事後評価が出ていますけれども、幾つかの自治体に事後評価の件についてお伺いすると、今、事後評価のタイミングにきている事業は、1999年以降、二十数年間の中の割と初期の段階で事業を始めたことが当然多いわけですがけれども、あの頃は制度も割と手探りだったし、内閣府さんのいろんなマニュアルもまだ出ていない部分もたくさんあった中でやられて、当初の人たちのグループは先進的だったけれども、今お伺いしている人たちというのは、その後を引き継いだ方々ですので、先進的なPFI事業のやり方をお考えになっていない人は、一般の小さな自治体が多かったというのが私の感触です。

先ほどもあったように、非常に先進的な政令指定都市さんの頑張っておられるようなところは、目先のいい人たちがちゃんとフォローをして、すばらしい事後評価をされているのですけれども、そうではないところは、そもそも見ていないというお話のとおり、当初の割と手探りの伝統をそのまま引き継いでおられるところが多かったように思います。逆に言うと、1999年から始まったPFIは、2010年ぐらいから始まった、あるいはそれ以降始まったグループがだんだん事後評価のタイミングを迎えますので、もうちょっと成績がよくなるのではないかと期待はしております。

最後にお伺いしたいのは、フォローアップというタイトルで、いろいろなことについて、フォローアップをしていただいたわけですがけれども、フォローアップをして、いろいろ議論したいものは、この後、どうされますかというところを整理しておきたいと思います。直接的に短期的にぱっと反映できそうな御意見があったことと、一方で、割とちゃんと議題を設定して、次年度以降、議論をして、枠組みを変えていかなければいけないのではないかという御意見もそれぞれあったように思うので、このフォローアップが今回の結果及び今日の各委員からいただいた意見を今後どのようにしてやっていくのかという辺りで、推進室から御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○庄司企画官 ありがとうございます。

フォローアップということで、今の記載もアクションプランにあるところですから、反

映していくところはあると思いますけれども、具体的にどれを取り上げて、どのように進めていくかというところは、今回の御意見も踏まえて議論させていただいて、部会長をはじめ御相談させていただきながら、進められればと考えているところでございます。

○北詰部会長 うまく仕分けして、適切なPDCAサイクルを回したいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日いろいろと用意しておりました議題はこれぐらいなのですが、全体を通して、委員の先生方から一言、二言、これだけは言っておきたいということがありましたら、御指摘いただければと思いますが、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、予定の時間になりましたので、ここまでにさせていただきます。

その他、もし御意見、御質問がありましたら、事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

本日の議題は以上にいたしますが、積極的に御議論いただきまして、ありがとうございます。

運営を事務局にお返しいたします。事務局、どうぞ。

○庄司企画官 皆様、本日はどうもありがとうございました。

本日いただきました御意見は、事務局にて検討させていただき、手引につきましては、改定案に反映させていただきたいと思っております。

次回でございますが、4月以降を予定してございまして、後日、日程調整をさせていただければと思っております。

前回の部会で取り上げさせていただきました、収益型PFI事業への安定的な資金供給方策、人材の育成等についてということに関しても、今日は取り上げられませんでしたけれども、また整理を行いまして、次回以降、御議論をお願いしたいと考えてございます。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。